新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月１日

新潟県病院事業管理者　　江　口　　孝　雄

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下、「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（病院の組織） **第８条**　病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。 （略） ２　前項の規定にかかわらず、県立中央病院に地域連携センター<u>、</u>救命救急センター<u>及び循環器病センター</u>、県立小出病院に包括医療支援センター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立吉田病院に地域連携室、県立新発田病院に地域連携センター及び救命救急センター、県立リウマチセンターに地域連携センターを置く。 ３　（略）	（病院の組織） **第８条**　病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。 （略） ２　前項の規定にかかわらず、県立中央病院に地域連携センター及び救命救急センター、県立小出病院に包括医療支援センター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立吉田病院に地域連携室、県立新発田病院に地域連携センター及び救命救急センター、県立リウマチセンターに地域連携センターを置く。 ３　（略）
（分掌事務） **第９条**　前条第１項に規定する部の分掌事務は、次のとおりである。 （略） ２～７　（略） <u>８　県立中央病院の循環器病センターの事務分掌は、次のとおりである。</u> <u>（１）循環器病等の患者の診療に関する事項</u> <u>（２）循環器病センターの管理運営に関する事項</u>	（分掌事務） **第９条**　前条第１項に規定する部の分掌事務は、次のとおりである。 （略） ２～７　（略）
（病院の職制上の職） **第19条**（略） **第20条**　病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。 （略） <u>循環器病センター　循環器病センター長</u> ２～５　（略）	（病院の職制上の職） **第19条**（略） **第20条**　病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。 （略） ２～５　（略）

附　則

この規程は、公布の日から施行する。